

7 カ国テレビ通訳サービス利用規約

7 カ国テレビ通訳サービス契約者（以下 契約者という）は、NIPPON Platform 株式会社（以下 当社という）が提供する 7 カ国テレビ通訳サービス（以下 本サービス）について、下記記載条項に基づき契約を締結する。

第 1 条（本サービスの内容）

当社は第 2 条第 5 項に規定する対象言語（以下 通訳対象言語）による契約者の顧客等からの契約者への第 2 条第 1 項に規定する方法での通訳サービスの要求に対し、二地点通話により対象言語と日本語との通訳サービスを提供する。

第 2 条（本サービス提供方法）

- 1 本サービスの提供にあたっては、当社が契約者に配布した端末に予めインストールされているアプリケーションを使用し、当社から配布する ID・パスワードを使用しログインした後、端末を操作することによって受付ける。
- 2 本サービスの提供における TV 通訳の ID・パスワードは当社より指定する。
- 3 本サービスはベストエフォート型のサービスであるため、契約者が TV 通訳サービスの要求をした際に、必ず本サービスを提供することを保証するものではなく、サービス利用状況によりお待ちいただく、もしくは対応できない場合がある。
- 4 本サービスにおける対象言語は、英語、中国語（北京語）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語とする。

第 3 条（契約の締結等）

- 1 本サービスの提供は申込者（本サービスの利用を希望する者をいい、以下同じ）が当社所定の書式の申込書を当社に提出し、当社がこれに対し承諾の通知を発信したときに成立するものとし、その日を契約成立日とする。
- 2 当社は電子メールにて承諾の通知とともに、本サービスの利用に関する案内を送付するものとする。
- 3 当社は、申込書が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用に関する契約を締結しないことがあるものとする。
 - (1) 申込者が虚偽の事実を申告したとき
 - (2) 申込者が本サービスの利用にかかる料金の支払を怠るおそれがあるとき
 - (3) 申込者が過去に当社との契約に違反したことがあるとき
 - (4) 第 16 条に定める保証、表明に反する事実があったとき
 - (5) 第 2 条に定める提供条件に関して当社が提供不可と判断したとき

(6) 当社の業務の遂行に支障があるとき、その他当社が不相当と判断したとき

4 本サービスの利用に関わる契約は契約成立日における契約者、当社間の合意を規定するものであり、本サービスの利用に関する契約締結前に相互に取り交わした合意事項、各種資料、申し入れ等が本サービスの利用に関する契約内容と相違する場合は、本条第 1 項に定める当社所定の書式の申込書及び本サービスの利用に関する契約の内容が優先されるものとする。

5 本条項に記載されている内容は本サービスに利用に関する合意事項の全てであり、契約者および当社は本サービスの利用に関する契約および本サービスに関し、互いに本条項で定められている内容以上の義務および責任を負担しないものとする。

6 契約者は、第 1 項の申込事項につき変更する事由が生じた場合は、当社所定の方法で、当社に提示するものとする。

第 4 条 (本サービスの最低利用期間)

1 本サービスの最低利用期間は、本サービス契約成立日から契約成立日の 5 ヶ月後の月末迄(最大 6 ヶ月)の間とする。

2 最低利用期間満了前に、契約者が本契約を中途解約する場合又契約者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合、契約者は当社に対し、最低利用期間の残期間に対応する別紙料金表に記載の金額及び消費税相当額を加算した額を解約時に一括で支払うものとする。

第 5 条 (本サービスの提供条件)

1 本サービスの営業時間は 365 日、基本料金でご利用可能な時間は 9 : 00 ~ 21 : 00 とする。ただし、タイ語は 9 : 00 ~ 18 : 00、ベトナム語は 10 : 00 ~ 19 : 00 とする。

2 天変地変、地震、火災、交通災害、その他やむを得ない事由により、本サービスを利用できない場合がある。

3 本サービスの提供範囲は個人向けの一般的な会話レベルであり、次の各号に該当する本サービスの提供を禁止することとし、契約者よりこれらの要求がなされた場合、乙は業務の実施を拒否することができる。

(1) 企業における商談や会議、稟議や契約に関わる通訳。

(2) 消防、救急、警察、医療や介護等、人命や人身に関わる緊急時の通訳

(3) ビジネス法務や法律に関する通訳

(4) IT や技術等、その他業務遂行に専門性を要する通訳

(5) その他公序良俗に反する通訳や一般会話レベルを超えると当社が判断する通訳

第 6 条 (サービス料金について)

1 本サービスに関わる料金については、別紙「料金表」に定めるとおりとする。なお、サービス料金は、第 3 条第 1 項に定める契約成立日の属する月から、第 7 条に規定する契約の解除等によりサービスの提供が終了する日の属する月まで課金されるものとする。

- 2 本サービスの別紙料金表に記載の金額については、月途中での契約締結、月途中での契約の解除等であった場合であっても日割り計算を行わない。
- 3 本サービスの料金算定の根拠となる通話時間については、当社が所有する機器により測定する。
- 4 本サービスの通話時間の算定方法は、ID・パスワードを使用しログインした後、各言語の通訳担当者との会話を開始した時点から、通話の終了までとする。ただし、選択された言語が混み合っていて、本サービスの提供ができない場合は、通話時間算定の対象外とする。
- 5 本サービスを利用するにあたっての専用電話番号への通話料、及び契約者のTV電話アプリケーション利用に関する通信費等については、別途契約者負担とする。

第7条（料金の支払い）

- 1 当社は、契約者に対し本サービスの料金等について、第6条に規定する算定方法に従って計算した暦月内の本サービスの料金等の当月分を翌月以降に当社と契約者で合意した方法で請求するものとする。
- 2 前項により請求を受けた契約者は、請求書において指定する期日までに指定する方法により料金を支払う。
- 3 契約者は、料金について支払い期日を経過してもなお支払いが無い場合、支払い期日の翌日から支払いの日までの日数について、年6.0%の割合で計算して得た額を、延滞利息として当社が指定する期日までに指定する方法により支払う。

第8条（契約者の義務）

- 1 契約者は当社より指定されたID・パスワードの管理について一切の責任を負うものとし、万一、契約者以外の第三者がなりすまし等により、本サービスを不正に利用された場合であっても、当該第三者が利用したサービス等の料金を支払うものとする。
- 2 契約者は、ID・パスワードを第三者に貸与または共有しないものとし、当社は、契約者が広告掲載や名刺への印刷及びその他第三者へ知らせることの一切を禁止する。

第9条（契約の解除）

- 1 当社は、契約者が料金の支払いを怠ったときは、本サービスの利用を即時に停止することができる。
- 2 契約者又は当社は、相手方に対し、本契約期間中であっても1ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができる。
- 3 契約者又は当社のいずれか一方が次の各号に該当するときは、相手方は何らかの通知、催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 本契約の規定に違反し、当該違反の性質または状況に照らし、違反を是正するこ

とが困難であるとき。

- (2) 本契約の規定に違反し、当該違反の性質または状況に照らし、違反を是正してもなお本契約の目的を達成することが困難であるとき。
- (3) 本契約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しないとき。
- (4) 正当な理由なく本契約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (5) ①支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき
②監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき、信用資力の著しい低下があったとき
③破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき
④手形交換所の取引停止処分を受けたとき
⑤自らを債務者とする仮差押え、仮処分もしくは差押えの命令、通知が發送されたとき、競売の申立てがあったとき、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) 相手方に対する詐術その他背信的行為があったとき、または相手方に重大な危害または損害を及ぼしたとき。
- (7) その他、本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

第10条（契約及びプランの変更）

- 1 契約者が、本サービスにおける別紙「料金表」に規定するプランを変更する場合は、毎月20日までに当社の指定する方法で変更依頼を行う事をもってプラン変更を受け付ける。なお、変更後のプランは申込の翌月1日より適用し、申込の日が毎月20日以降となった場合は、変更後のプランは申込の翌々月1日からの適用となる。
- 2 契約者が、相続、合併または商号変更等により本契約書記載事項に変更が生じた場合は、契約者は当社へ書面及び当該変更となった事実を証する書面をもって速やかに通知することとする。

第11条（第三者委託）

- 1 当社はサービス利用契約に基づき提供する本サービスの全部または一部を、当社の責任において第三者に委託できるものとする。
- 2 前項に基づき当社が再委託した場合の、再委託先の選任、監督ならびに再委託先の行った作業の結果については、当社が一切の責任を負う。

第12条（損害賠償等）

1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのサービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続した場合、現実が発生した通常の損害に限り、月額基本料金の 30 分の 1 にサービスが提供できない日数を乗じた額を限度として、契約者の損害を賠償する。

2 当社は、本サービスの提供における通訳間違いを含む通訳内容に起因して発生したとされる損害については、一切の賠償責任を負わないものとする。

3 天変地変、地震、火災、その他やむを得ない事由により、本サービスの提供を中止した場合、本契約の不履行又は履行遅延については免責されることとする。

4 当社は I D・パスワードが第三者に利用されたことによって当該契約者が被る損害については、当該契約者の故意過失の有無にかかわらず、当社は一切の賠償責任を負わないものとする。

第 13 条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、本契約によって生じる権利もしくは義務は、これを譲渡することはできない。

第 14 条（内容等の不関知）

本サービスの利用にあたり、契約者と第三者の間で生じた紛争に関して、当社は一切の責任を負わないものとする。

第 15 条（機密の保持）

1 当社は、契約者の本業務上の機密に関して、第三者に対しては開示、漏洩しない。

2 当社が本業務上知りえた個人情報に関しては、本業務以外では使用しない。

3 当社が本業務上知りえた個人情報は厳正な管理のもとに、安全に保管及び破棄をする。

4 当社はサービス品質の向上を目的に、通話内容を録音する場合がある。

5 当社が本サービス上知りえた個人情報は、契約者の同意がある場合又は、法令の規定、裁判所、行政関係命令に従う場合を除き、開示をしない。

第 16 条（表明保証）

1 当社及び契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証する。

(1) 当社及び契約者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号）又はこれに準ずる 団体（以下、暴力団及びこれに準ずる者を個別にまたは総称して「暴力団等」という）でないこと

(2) 当社及び契約者の役員（取締役、執行役、監査役）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号）又はこれに準ずる者（以下、暴力団員及びこれに準ずる者を個別にまたは総称し

て「暴力団員等」という)でないこと

- (3) 当社及び契約者の事業活動を暴力団等または暴力団員等が支配するものでないこと

2 当社及び契約者が次の各号の一に該当した場合、相手方は、なんらの通知又は催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 前項各号に違反した場合
- (2) 当社及び契約者が自ら又は第三者をして次の各号に該当する行為をした場合
- ①相手方に対して、暴力的な要求行為を行った場合
- ②相手方に対して、法的な責任を超えた不当な要求行為を行った場合
- ③相手方との取引に関し、暴力的行為又は暴力的言辞を用いた場合
- ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用い、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害した場合
- ⑤その他前各号に準ずる行為

3 当社及び契約者が、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

第17条 (サービスの一時的な中断及び提供停止)

1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとする。

- (1) 本サービス用設備等の故障等により保守を行う場合
- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとする。

3 当社は、本サービスの一部または全部を除くことができることとする。この場合、本サービスを利用している契約者に対して1ヶ月前に提供中止を当社が決める方法にて通知することとする。

4 第3項を実施することにより、契約者が被った損害に対し、当社は何らの責任も負わないものとする。

第18条 (保証の否認)

当社は本サービスの提供において、次の各号について一切の保証を行う義務を負わないものとする。

- (1) 本サービスの内容が全てのお客様の要求に合致すること。
- (2) 本サービスが中断されないこと

- (3) 本サービスがタイムリーに提供されること。
- (4) 本サービスがいかなる瑕疵もないこと。
- (5) 本サービスが提供するプログラム又はデータ等においていかなるエラーも発生しないこと。
- (6) 本サービスを通じて取得できる情報が正確であり、信頼できるものであること。
- (7) 本サービスを通じて送受信したデータが間違いなく所定のサーバに保管されること、または相手方送受信、ないし画面上に表示されること。

第 19 条（管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、当社の本店所在地の管轄地方裁判所又は管轄簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 20 条（規約の変更）

当社は、契約者の承諾なく本規約を適宜変更することができ、その都度利用者との申し込み内容および条件は変更後の本規約が適用されるものとします。

当社が本規約の変更を行う場合、契約者に対して変更後の規約の発効日の 2 週間前までに弊社所定の方式により通知するものとします。変更内容通知後、契約者が本サービスを継続して利用した場合、または弊社の定める期間内に本サービス申込み解除の手続きをとらなかった場合には、契約者は、変更後の本規約の内容の変更に同意したものとします

(2018 年 6 月 1 日制定)

(2018 年 9 月 25 日改定)

・社名変更

別紙

【料金表】

ライト	スタンダード	プレミアム
980 円/店舗 (月額)	3,980 円/店舗 (月額)	9,800 円/店舗 (月額)
・ 無料ご利用可能時間 : 10 分 ・ 10 分を超えた場合 : 400 円/1 分	・ 無料ご利用可能時間 : 20 分 ・ 20 分を超えた場合 : 300 円/1 分	・ 無料ご利用可能時間 : 50 分 ・ 50 分を超えた場合 : 200 円/1 分

(価格はすべて税抜)

※1 : タイ語は 9 時～18 時、ベトナム語は 10 時～19 時が対応時間となります。

※2 : タイ語、ベトナム語については、24 時間対応できません。

※3 : 本サービス利用時の通話料及びTV通訳アプリケーション利用に関する通信費については、利用者様のご負担となります。

※4 : 超過分に関しては、分毎の計算となります。

例 : ライトプランで 1 分 1 秒の超過した場合、2 分の超過として 800 円の請求となります。

【提供言語】

7 言語 (英語、中国語<北京語>、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語)